

令和3年11月16日

一般社団法人情報サービス産業協会 御中

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構  
求職者支援訓練部訓練認定課

令和3年度求職者支援訓練の訓練コース設定への御協力のお願について

平素、当機構の業務運営につきまして、御理解並びに御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症による雇用への影響が長期化する中で、労働市場におけるミスマッチの拡大等、厳しい雇用情勢が続いていることを踏まえ、休業を余儀なくされた方、シフトが減少したシフト制で働く方についても、仕事と職業訓練の受講を両立しやすい環境整備を図ることで自らの職業能力を向上させ、今後のステップアップに結びつけられるよう支援していくことが喫緊の課題として、令和3年2月12日に厚生労働省において「新たな雇用・訓練パッケージ」(注1)が策定されました。これにより、民間教育訓練機関の訓練を当機構が認定して実施する求職者支援訓練は、訓練期間及び訓練時間の要件が大幅に緩和され、また、オンライン訓練(同時双方向型)の実施が可能となるなど、より多様かつ柔軟な訓練設定が可能となりました。

また、その後、令和3年3月16日に首相官邸で開催された「新型コロナに影響を受けた非正規雇用労働者等に対する緊急対策関係閣僚会議」において「非正規雇用労働者等に対する緊急支援策」(注2)が決定され、令和3年度の求職者支援訓練受講者の倍増(年間約5万人)、更にデジタル分野(=IT分野)への対応として、同分野の定員の倍増(約5千人)が目標とされたところです。多様な分野の中で唯一、デジタル分野について特筆して目標設定されたのは国として同分野を極めて重視していることの表れです。

更に、令和3年10月1日からはeラーニングコースの実施も可能となりました。

つきましては、このような現況下、雇用のセーフティネットの役割として、求職者支援訓練を必要とされている方々に対する職業訓練の機会を幅広く提供するために、参入要件も緩和されておりますので、貴協会の御理解並びにお力添えを賜るとともに、誠に恐縮ではございますが、貴協会所属の会員企業の皆様に求職者支援訓練への参入を勧奨いただきたく、御協力のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

(注1) [https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000204414\\_00011.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000204414_00011.html)

(注2) [http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/corona\\_hiseiki/dail/gijisidai.html](http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/corona_hiseiki/dail/gijisidai.html)

※ 求職者支援訓練の詳細につきましては、次のアドレスからも御覧いただけます。<https://www.jeed.go.jp/js/shien/>